

令和 5 年度

美祢市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

美祢市監査委員

美 監 査 第 93 号
令和 6 年 10 月 2 日

美祢市長 篠 田 洋 司 様

美祢市監査委員 重 村 暢 之
同 竹 岡 昌 治

令和 5 年度決算に係る美祢市健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度決算に係る美祢市健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目次

第1 基準に準拠している旨	1
第2 審査の種類	1
第3 審査の対象	1
第4 審査の着眼点及び主な実施内容	2
第5 審査の実施場所及び日程	2
第6 審査の結果	2
1 審査の結果	2
2 健全化判断比率	2
3 資金不足比率	3

令和 5 年度美祢市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、美祢市監査基準(令和 2 年監査委員訓令第 1 号)に準拠して審査を行った。

第 2 審査の種類

健全化判断比率審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による審査)

資金不足比率審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による審査)

第 3 審査の対象

美祢市長から審査に付された、令和 5 年度美祢市健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)並びにその算定基礎となる事項を記載した書類及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象

会計区分		比率				
一般会計		実質赤字 比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
特別会計	環境衛生事業特別会計					
	国民健康保険事業特別会計					
	介護保険事業特別会計					
	後期高齢者医療事業特別会計					
公営企業	水道事業会計					
	下水道事業会計					
	病院等事業会計					
	観光事業会計					
一部事務組合・広域連合	山口県市町総合事務組合 一般会計					
	消防団員補償等特別会計					
	非常勤職員公務災害補償特別会計					
	山口県市町公平委員会特別会計					
	山口県自治会館管理特別会計					
	山口県後期高齢者医療広域連合 一般会計					
	後期高齢者医療特別会計					
第 3 セクター	美祢観光開発株式会社					

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

美祢市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかに主眼を置き、関係職員からの説明を求めるとともに、関係書類により照査を行い、審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

場所 監査委員事務局

日程 令和6年8月20日から9月13日まで

第6 審査の結果

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類は、審査した限り重要な点において、いずれも関係法令等に準拠して作成され、正確であると認められた。

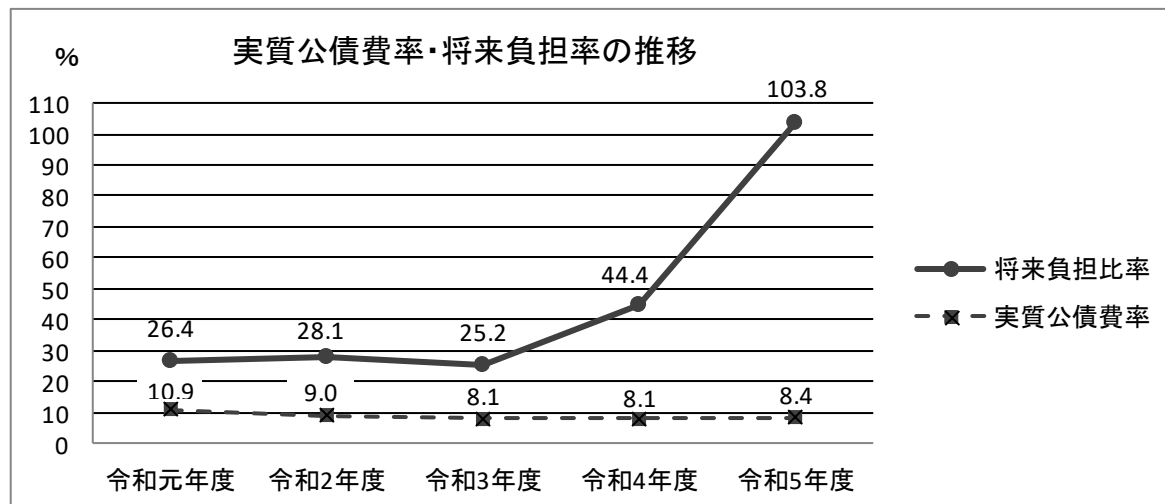
2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位: %)

区分	健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
実質赤字比率	-	-	-	13.35	20.00
連結実質赤字比率	-	-	-	18.35	30.00
実質公債費比率	8.1	8.1	8.4	25.0	35.0
将来負担比率	25.2	44.4	103.8	350.0	



(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の赤字の程度を示し、数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表している。

当年度の一般会計及び環境衛生事業特別会計の実質収支額は 289,798 千円と黒字であるため、実質赤字比率は算定されなかった。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、すべての会計を合算し市全体としての赤字の程度を示し、数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表している。

一般会計、特別会計及び公営企業会計の連結実質収支額は 3,401,052 千円と黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されなかった。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示し、数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表している。

当年度の実質公債費比率は、過去 3 年間の平均値は 8.4%と、早期健全化基準 25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、借入金や将来的に支出することが見込まれる現時点での残高を示し、数値が大きいほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを表している。

当年度の将来負担比率は 103.8%と、早期健全化基準 350.0%を下回っている。

3 資金不足比率

公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示し、数値が大きいほど経営状況が深刻化していることを表している。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位: %)

区分	資金不足比率			経営健全化基準
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
水道事業会計	-	-	-	20.0
下水道事業会計	-	-	-	
病院等事業会計	-	-	-	
観光事業会計	-	-	-	

(1) 水道事業会計

水道事業会計の決算は、流動資産 590,151 千円、控除すべき企業債等を除いた流動負債 93,079 千円と、流動資産が流動負債を上回り資金不足は生じていない。

(2) 下水道事業会計

下水道事業会計の決算は、控除すべき翌年度への繰越財源を除いた流動資産 1,383,270 千円、控除すべき企業債等を除いた流動負債 123,705 千円と、流動資産が流動負債を上回り資金不足は生じていない。

(3) 病院等事業会計

病院等事業会計の決算は、流動資産 1,068,810 千円、控除すべき企業債等を除いた流動負債 317,274 千円と、流動資産が流動負債を上回り資金不足は生じていない。

(4) 観光事業会計

観光事業会計の決算は、流動資産 429,447 千円、控除すべき企業債等を除いた流動負債 65,106 千円と、流動資産が流動負債を上回り資金不足は生じていない。